

1 社会貢献活動をめぐる状況

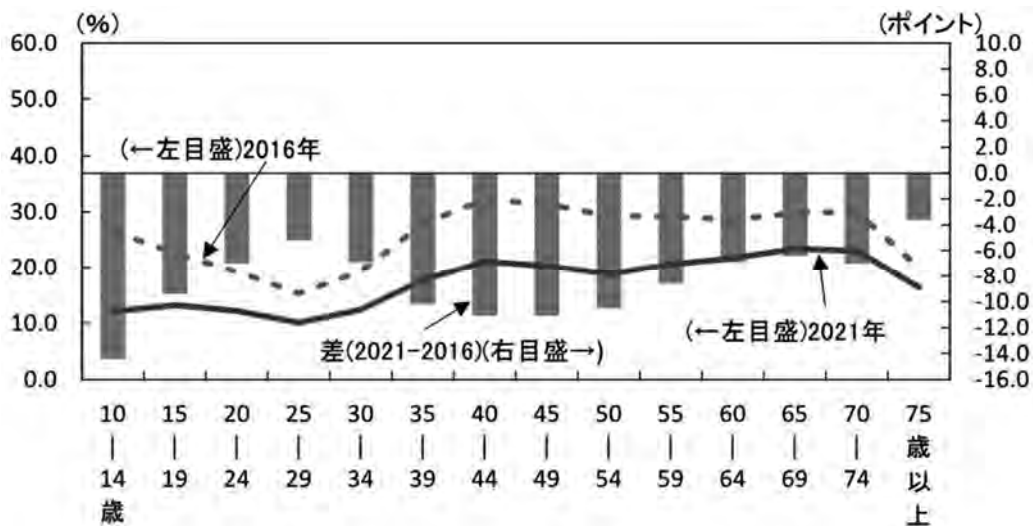
(1) ボランティアの状況

ボランティアは、社会の様々な場面で活躍しており、地域社会を支えています。活動分野は、福祉、教育、国際交流、環境保全など広範囲にわたっており、災害時に復旧・復興支援に取り組んだり、国際的なスポーツ大会の運営を支えるなど、多種多様な活動が展開されています。また、職業上のスキルや専門的知識を活かして行うボランティア活動である「プロボノ」など、ますますその活動の広がりが期待されているところです。

総務省の「令和3年社会生活基本調査」によると、令和3年（2021年）の全国におけるボランティア活動の行動者数^{*1}は2,005万6千人となっています。平成28年（2016年）の調査と比べると約938万人減少しており、全ての年齢階級で行動者率^{*2}が低下しています。

また、千葉県ボランティア・市民活動センターの「ボランティア・市民活動データブック（令和3年4月1日現在）」によると、令和3年の県内市町村社会福祉協議会の登録ボランティア数は80,850人となっており、平成28年と比べると12,843人減少しています。

「ボランティア活動」の年齢階級別行動者率（平成28年、令和3年）

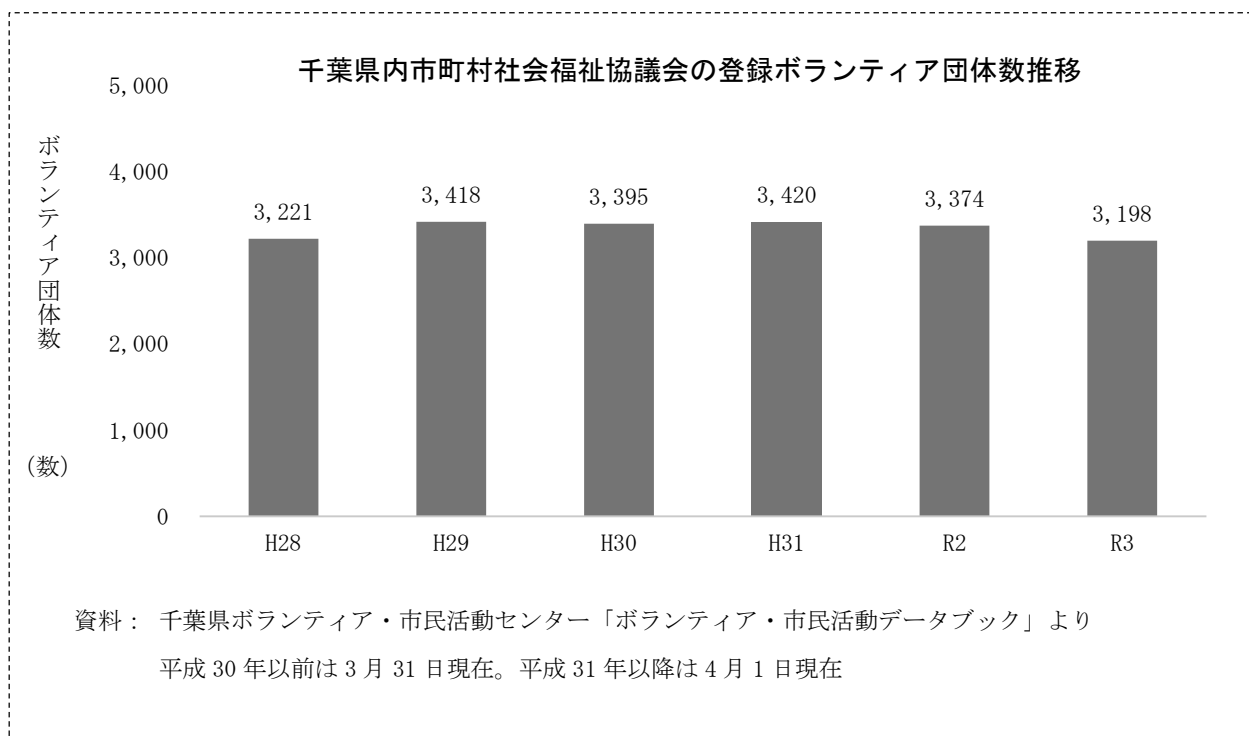
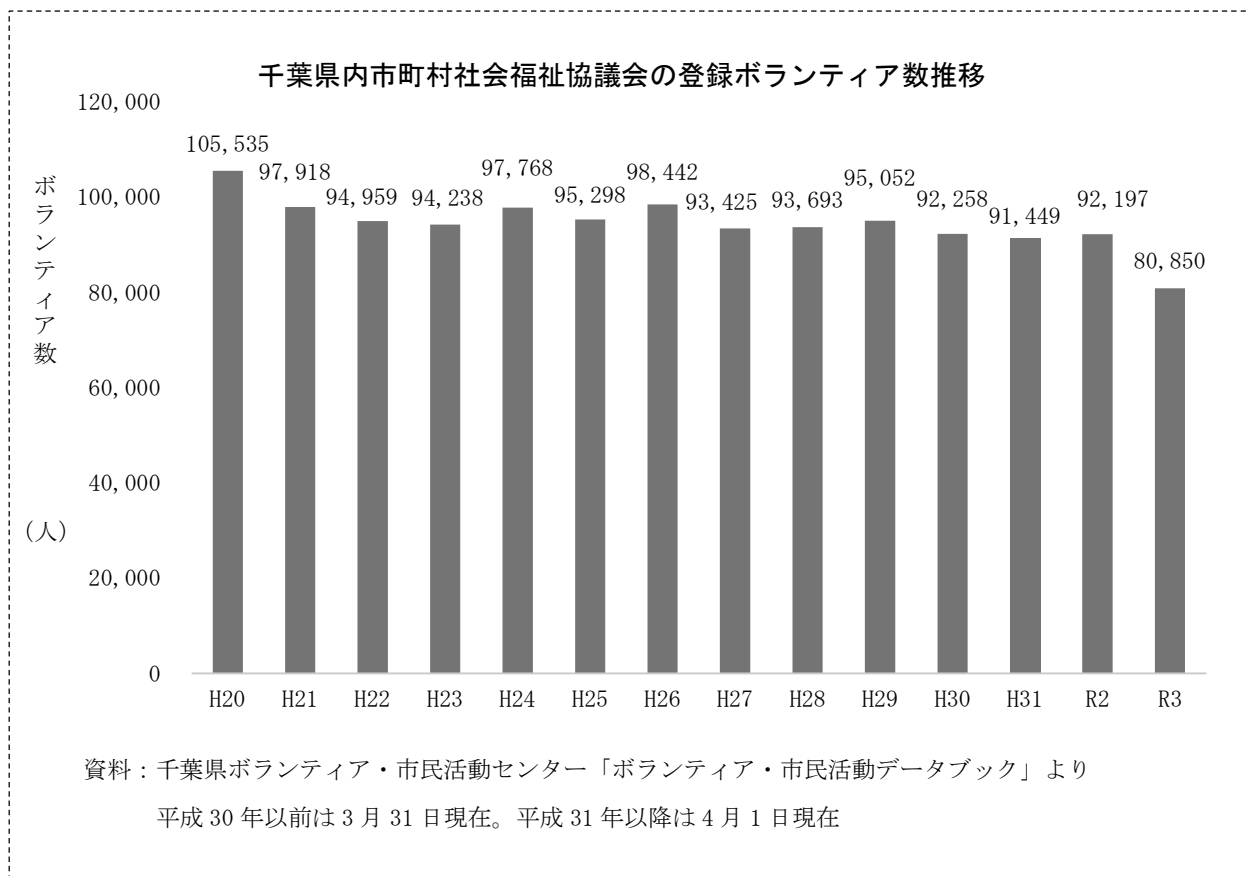


資料：総務省「令和3年社会生活基本調査 生活時間及び生活行動に関する結果 結果の概要」より

¹ 過去1年間にボランティア活動を行った人（10歳以上）の数

² 10歳以上人口に占める過去1年間にボランティア活動を行った人の割合

1 社会貢献活動をめぐる状況



参考事例 令和元年房総半島台風等におけるボランティア・市民活動団体の活動

記録的な暴風雨となった房総半島台風や東日本台風などにより、千葉県では、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。

こうした中、27の被災市町に設置された災害ボランティアセンター等には、延べ37,000名以上のボランティアが駆け付け、被災家屋内のごみや土砂搬出などの作業を行いました。

さらに、県内外のNPOが多様な支援活動を展開し、例えば、特定非営利活動法人ディーブデモクラシー・センターや特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ（以下「NPOクラブ」という。）などが共同で立ち上げた「千葉南部災害支援センター」では、技術系の支援団体と連携し、ブルーシート展張に関する講習会や倒木処理に必要な人材確保のための人材マッチング等を実施したほか、NPOクラブではネット通販の仕組みを使って寄附により必要物品を調達する「スマートサプライ」を展開し、16の災害ボランティアセンター等に計3,243点の支援物資を提供しました。

また、発災から3年以上が経過しましたが、未だ災害の影響が残る地域住民の暮らしを支えるため、ブルーシート展張に関する講習会の開催など、「千葉南部災害支援センター」の活動は現在も継続して行われています。

自然災害が頻発化・激甚化する中、こうしたボランティアやNPOの支援活動は、被災地のいち早い復旧・復興に大きな役割を果たしています。そして、多数の被災者から寄せられるニーズに寄り添い、迅速かつ効果的に支援を行うためには、NPO・ボランティアと行政の三者が連携して支援活動に当たることが大変重要です。近年では、多様な支援団体が被災地で活動するようになり、それらの活動を支え、適切な支援活動がなされるよう、各活動の調整を図る「中間支援組織」の役割が重要視されるようになるなど、連携の形も進化しています。

いつ起こるか分からない災害に備え、NPO・社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）・行政など各関係団体が平時から顔の見える関係づくりを行い、協力関係を築き、県域・市町村域それぞれで連携体制を構築することが大切です。



千葉県災害ボランティアセンターの様子



ブルーシート展張講習会の様子

参考事例 都市ボランティア「私は輝く 楽しむ、変わる、世界を変える。」

「都市ボランティア」とは、東京2020大会の期間中、会場周辺駅や主要駅、空港などで日本を訪れる観客や旅行者等に対して、交通案内や観光案内等の「おもてなし」を行うボランティアです。

千葉県では平成30年（2018年）に県内5エリアで募集を行い、定員3,000名を大きく上回る6,546名から応募がありました。大会に向けて、研修を実施している最中に新型コロナウイルス感染症が拡大し、無観客での開催となったため、駅や空港で活動することはできませんでしたが、東京2020大会のボランティアのテーマとして掲げられた「私は輝く 楽しむ、変わる、世界を変える」というキャッチフレーズのもと、オンラインを活用した活動に取り組みました。（活動の詳細については、本計画第3章を参照）

ボランティア活動への参加動機や向き合い方は人それぞれです。人のためと思って始めた活動が実は自分の楽しみになっていたり、自分の楽しみのためと思って始めた活動が、沢山の仲間とつながり、地域課題の解決のための活動に発展することもあります。自分の興味・関心に応じて一歩踏み出してみたら、新しい自分と新しい世界が待っているかもしれません。

なお、「ちばボランティア情報局」公式YouTubeチャンネルでは、都市ボランティアの活動記録動画や都市ボランティアによる座談会の様子をアップしています。是非、ご覧ください。

都市ボランティア参加者の声

- ・人見知りする性格でしたが、都市ボランティアの活動を通して、少しずつ人と積極的に話せるようになりました。今後も地域の活動などに参加していきたいと考えています。

（10代男性）

- ・都市ボランティアには、軽い気持ちで応募しましたが、研修や活動をしていく中で、たくさんの熱意溢れる仲間と出会い、私の意識も少しずつ変わっていき、パラスポーツや共生社会などに対する興味・関心を高く持つようになりました。大会後も出会った仲間と一緒に、地域の障害者支援の活動に参加してみたいと思っています。（50代女性）

- ・定年まで仕事一辺倒でボランティアなんてしたことがなかったのですが、今は、都市ボランティアで活動した仲間とともにチームを立ち上げ、地域の隠れた魅力を発信するサイトを制作し、動画を撮影してアップロードするなど、地域の魅力発信のために活動しています。

（70代男性）

ちばボランティア情報局

検索



参考 プロボノとは？

本計画の実施により目指す千葉県の姿である「誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域みんなの力で未来を切り開く千葉県」の実現に向け、一つの鍵となるのが働く世代の地域づくりへの参加です。その手法の一つとして「プロボノ」があります。

プロボノとは、ラテン語の **Pro Bono Publico**（公共善のために）を語源とする言葉で、専門的スキルや知識を持つビジネスパーソンやクリエイターが、社会的・公共的な目的のために職業上のスキルを活かして取り組むボランティア活動を指します。

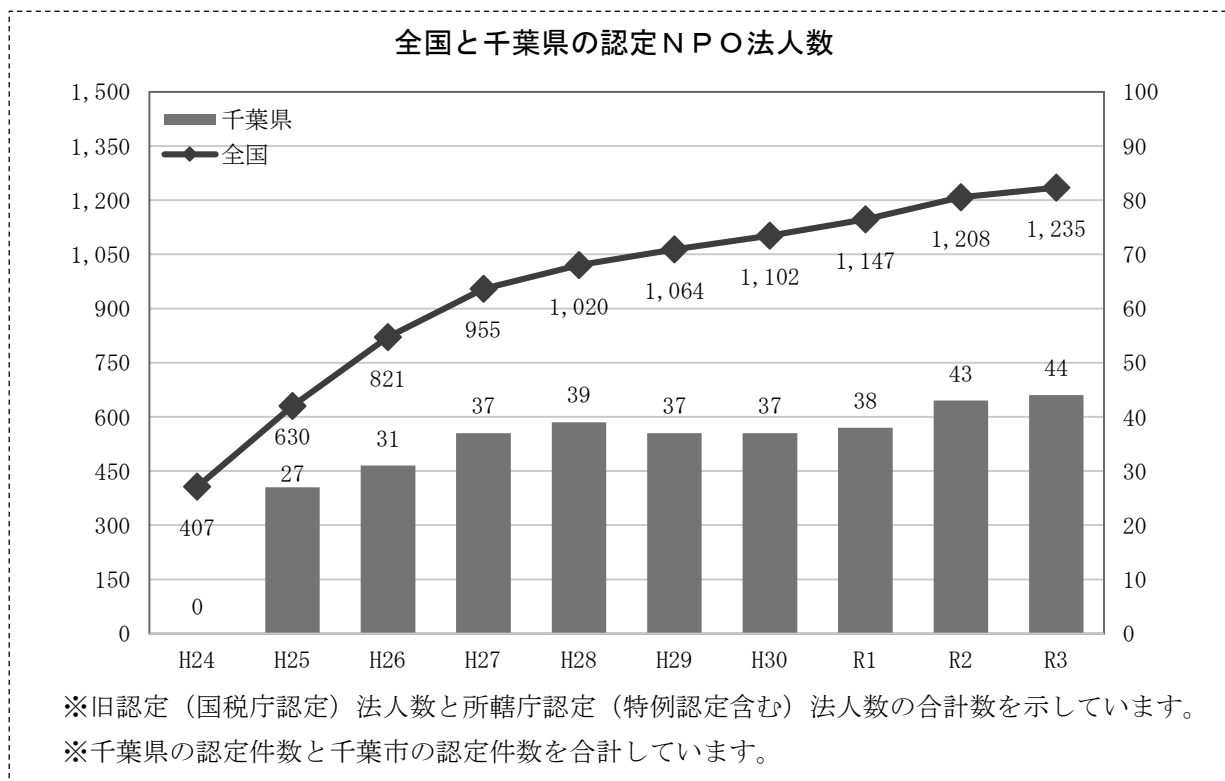
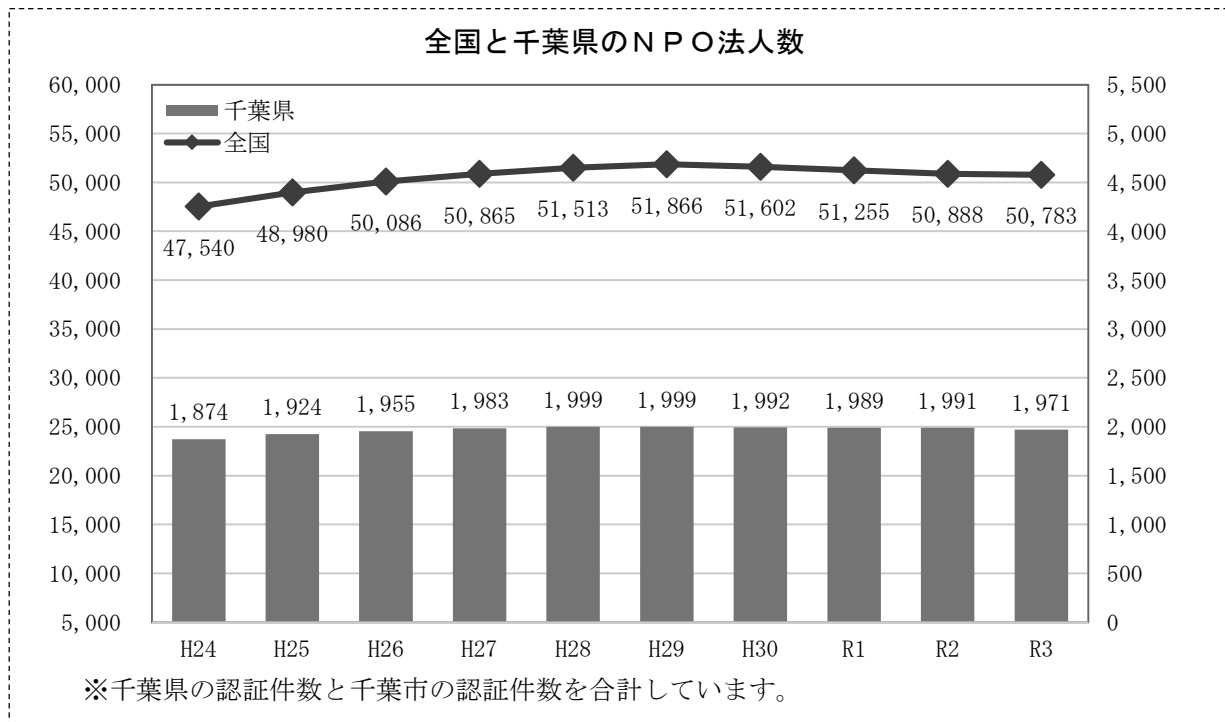
弁護士や税理士が、平日夜や休日を利用して、市民活動団体の法律相談を受けたり、会計処理の指導を行ったりするケースがあるほか、活動分野は、ウェブ制作、マーケティング、デザイン制作、商品開発など様々であり、スキルアップの一環を兼ねた社会貢献活動として、社員にプロボノを推奨する企業もあります。

「働き方改革」などを通じたワーク・ライフ・バランスの更なる推進により、プロボノの取組が広がることで、地域にとっては働く世代の専門的スキルや知識を課題解決に活用できる一方で、プロボノとして活動した方にとっても、そこで得た経験や人脈を本業に役立てることができるなど、プロボノは「地域」と「働く世代」をつなぐ新たな形として、その活動の広がりが期待されています。

(2) NPO法人・認定NPO法人の状況

特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得したNPO法人数は、平成10年（1998年）12月の法施行以降、増加を続けていましたが、平成29年度（2017年度）をピークにやや減少傾向にあり、令和3年度（2021年度）末時点では、全国で約51,000法人、千葉県で1,971法人となっています。

一方、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、認定を受けた認定NPO法人の数は着実に増加しています。



地域別NPO法人数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
千葉地域	431	459	460	463	479	486	486	491	488	488
千葉市	353	372	368	369	380	391	394	395	392	394
※注	(17)	(17)	(20)	(21)	(23)	(23)	(22)	(21)	(20)	(20)
市原市	78	87	92	94	99	95	92	96	96	94
葛南地域	420	422	424	420	419	406	402	392	406	401
市川市	122	118	120	118	120	112	106	99	103	105
船橋市	174	174	168	172	167	167	167	165	170	168
習志野市	33	34	37	35	34	29	31	31	34	34
八千代市	52	59	59	54	57	59	56	51	49	44
浦安市	39	37	40	41	41	39	42	46	50	50
東葛飾地域	448	453	459	469	465	459	464	460	462	447
松戸市	142	147	148	156	151	148	151	149	149	145
野田市	39	42	43	43	46	44	45	43	43	40
柏市	133	132	137	144	144	139	140	141	135	132
流山市	55	54	54	54	54	55	57	57	59	58
我孫子市	53	52	51	51	48	51	50	50	54	50
鎌ヶ谷市	26	26	26	21	22	22	21	20	22	22
印旛地域	210	217	227	231	234	240	232	239	236	239
成田市	39	42	46	50	49	46	43	47	48	50
佐倉市	42	45	48	48	47	50	50	51	51	54
四街道市	21	22	22	24	24	27	27	25	25	25
八街市	19	19	19	19	17	20	21	22	22	20
印西市	40	40	42	43	44	46	39	44	45	43
白井市	18	19	19	19	21	21	21	20	20	20
富里市	15	14	15	12	15	16	16	16	12	11
酒々井町	6	6	7	6	6	4	5	4	4	6
栄町	10	10	9	10	11	10	10	10	9	10
香取地域	32	37	41	42	43	44	42	43	43	43
香取市	24	25	28	28	28	30	28	29	30	30
神崎町	3	6	7	8	8	8	8	8	7	7
多古町	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4
東庄町	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
海匝地域	41	41	43	46	45	46	43	42	39	39
銚子市	21	20	18	20	20	21	19	19	18	17
旭市	13	13	17	17	16	17	16	15	14	14
匝瑳市	7	8	8	9	9	8	8	8	7	8

※注：カッコ内は、千葉県所轄の法人の内数

(千葉市内に主たる事務所を有し、他市町村にも事務所を有する法人)

1 社会貢献活動をめぐる状況

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
長生地域	41	44	48	47	47	48	50	50	46	46
茂原市	21	21	21	19	21	22	24	23	21	20
一宮町	8	11	13	12	12	12	11	12	10	10
睦沢町	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4
長生村	0	0	0	3	2	3	4	4	4	5
白子町	3	2	2	2	2	2	2	2	3	2
長柄町	4	4	4	3	2	2	2	2	2	3
長南町	3	3	5	5	4	3	3	3	2	2
山武地域	62	63	65	70	70	68	71	71	70	70
東金市	13	12	12	14	13	14	15	13	14	13
山武市	20	21	21	24	22	20	23	26	25	23
大網白里市	20	21	21	19	22	22	21	21	19	22
九十九里町	2	2	3	4	5	4	4	4	4	4
芝山町	1	1	2	3	2	2	2	2	2	2
横芝光町	6	6	6	6	6	6	6	5	6	6
夷隅地域	28	30	32	34	35	34	32	33	32	30
勝浦市	13	13	14	13	13	13	11	11	10	9
いすみ市	12	14	14	17	17	16	14	14	14	14
大多喜町	2	2	3	3	3	3	4	5	5	4
御宿町	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3
安房地域	59	61	64	66	66	66	70	68	65	63
館山市	27	28	27	27	27	25	26	26	26	26
鴨川市	14	15	16	16	17	18	18	17	16	14
南房総市	15	15	17	18	17	20	23	22	21	21
鋸南町	3	3	4	5	5	3	3	3	2	2
君津地域	102	97	92	95	96	102	100	100	104	105
木更津市	47	46	43	41	44	44	43	42	43	45
君津市	24	21	19	23	23	25	26	26	28	26
富津市	15	14	14	14	13	15	14	13	13	12
袖ヶ浦市	16	16	16	17	16	18	17	19	20	22
合 計	1,874	1,924	1,955	1,983	1,999	1,999	1,992	1,989	1,991	1,971
千葉県	1,538	1,569	1,607	1,635	1,642	1,631	1,620	1,615	1,619	1,597
千葉市	336	355	348	348	357	368	372	374	372	374

※数値は各年度末時点

➤参考 NPO法人

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災に際し、ボランティアによる支援活動が被災地の復旧・復興に大きな力を発揮したことを契機に、ボランティア活動をはじめ市民が行う自由な社会貢献活動を支援する新たな制度として、平成10年（1998年）に「特定非営利活動促進法」（NPO法）が制定されました。

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（NPO法人）として、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体名義での契約締結や土地の登記など、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができるようになります。

NPO法人を設立するためには、所轄庁（千葉県又は千葉市）に申請を行い、設立の「認証」を受けることが必要です。

なお、NPO法人となるための基準の一つに、「営利を目的としないものであること」がありますが、「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対し、収益を分配したり財産を還元したりすることを目的としないことをいい、法人のサービスに対価を求めたり、法人職員に給料を支給したりすることを禁じるものではありません。

また、NPO法人制度は、自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。このため、所轄庁の法人運営への関与は極めて抑制的である一方で、NPO法人には、毎事業年度ごとに事業報告書等を作成し、事務所に据え置くほか、所轄庁へ提出しなくてはならないなど、情報開示が義務付けられています。情報開示は、法人が活動への理解と共感を広げ、ボランティアや寄附者など、活動を支える協力者を獲得するためにも大切であり、市民による自由な社会貢献活動の健全な発展を促す上で、極めて重要な意味を持っています。

なお、所轄庁に提出された事業報告書等は、内閣府のホームページで公開され、誰でも閲覧することが可能です。

➤参考 認定NPO法人

認定特定非営利活動法人制度（認定NPO法人制度）は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた制度です。

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいい、認定NPO法人へ寄附をした個人・企業には税制上の優遇措置が適用されるなどのメリットがあります。

また、設立後5年以内のNPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準に適合した場合は、「特例認定」を1回に限り受けることができ、所轄庁から特例認定を受けたNPO法人を特例認定NPO法人といいます。

なお、認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年、特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年です。

➤ **参考** 地域の課題解決に取り組むための新たな法人格「労働者協同組合」

令和4年(2022年)10月から、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題解決に取り組むための選択肢の一つとして、「労働者協同組合」の制度が新たにスタートしました。

労働者協同組合とは、労働者協同組合法に基づいて設立する法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。

NPO法人(認証主義)や企業組合(認可主義)と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される(準則主義)ことに加え、発起人は3人以上とこれらの法人と比べて簡単に設立することができます。

また、組合は、労働者派遣事業を除くあらゆる事業を行うことができ、介護・福祉や子育て、地域づくりに関する事業など、地域における多様な需要に応じた様々な事業を実施することが可能です。(ただし、事業の実施に当たり、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。)

一方で、出資配当は認められず、剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う必要があるほか、都道府県知事による監督を受けます。

労働者協同組合法においては、法施行日から3年以内に限り、施行日時点で活動する企業組合又はNPO法人が、労働者協同組合に組織変更を行うことが認められており、本県においても、企業組合からの組織変更により設立されるなど、新しい動きが生まれています。

今後、地域課題の解決に取り組むに当たり、法人格の取得を目指す場合は、各法人制度の制度趣旨や特色を踏まえ、活動の目的と内容等に応じて、活動を円滑に行うために最も適した法人格を選択することが重要です。

各種法人格の概要イメージ

	労働者協同組合	企業組合	NPO法人	一般社団法人
目的・事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業(労働者派遣事業以外の事業であれば可)	組合員の働く場の確保、経営の合理化	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない(公益・共益・収益事業も可)
設立手続き	準則主義	認可主義	認証主義	準則主義
議決権	1人1票	1人1票	原則1人1票	原則1人1票
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	会費、寄付	会費、寄付
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	できない	できない

資料：厚生労働省特設サイト「知りたい！労働者協同組合法 よくある質問」より抜粋

(3) 民が民を支える取組の潮流

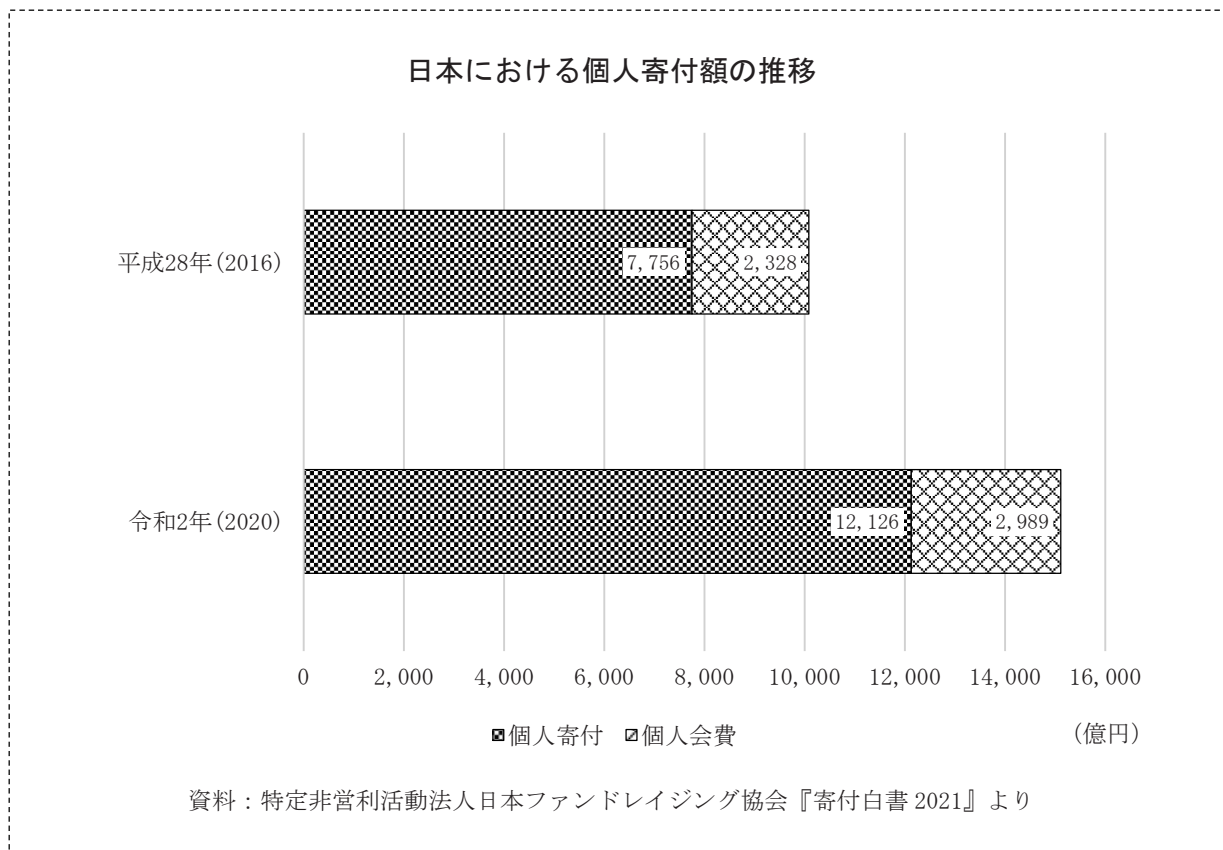
県民活動の継続と発展のためには、県民活動を県民自らが支えるという視点が大変重要です。特に、寄附は、NPO法人やボランティア団体などの非営利組織が社会課題の解決に取り組む上で重要な活動原資の一つであり、寄附を行う側にとっても、資金面で活動を支えるという参加の形態の一つとして大変重要な意味を持ちます。

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会が発行する「寄付白書 2021」によれば、令和2年（2020年）の個人寄附総額は1兆2,126億円と推計されています。

近年、ICTの発達等を背景に、クレジットカードや電子マネーなど寄附手段の多様化やクラウドファンディングなど新たな寄附手法の普及が進んだほか、遺言書により財産を譲る「遺贈」への関心が高まるなど、寄附がより身近なものになりつつあります。

特に、クラウドファンディングは、誰でも手軽に挑戦できることや、金融機関から融資を断られるような案件でも資金調達できる可能性があることなどから、急速にその市場規模を広げており、資金調達の一つ的手段として注目を集めています。

これ以外にも、コミュニティファンドによる支援や休眠預金等活用制度など、民が民を支える取組が様々に展開されています。



➤ **参考** クラウドファンディングとは？

クラウドファンディングとは、群衆（Crowd）と資金調達（Funding）を組み合わせた造語で、インターネットを利用して自らの事業計画（プロジェクト）を公開し、必要な資金を不特定多数の人から集める資金調達の方法を言います。

一般的に、クラウドファンディングの種類には、リターンのない「寄附型」、金銭以外の物品や権利をリターンとして提供する「購入型」、金銭をリターンとする「金融型」等があり、「金融型」は、利息をリターンとする「融資型」、株式をリターンとする「株式型」、事業の収益に応じた分配金をリターンとする「投資型」などに分類されます。

参考事例 鋸山復興プロジェクト（クラウドファンディングの活用事例）

富津市と鋸南町の境界に位置する標高 329mの鋸山は、圧倒的なスケール感が楽しめる数々の石切り場跡があり、メディアやSNSを通じて注目を集め、年間約 60 万人の観光客が訪れる地域の重要な観光資源となっていました。

しかしながら、令和元年9月に発生した房総半島台風により、多数の倒木や土砂崩れが発生し、3つある登山道全てが使用できなくなったことから、観光客は10分の1以下となり、鋸山観光と共にある周辺地域全体が大きな打撃を受けました。

そこで、地域内外の有志で構成された金谷ストーンコミュニティが、倒木の伐採・搬出、崩壊した林道の整備、看板や階段の補修など、登山道復旧のために必要な資金を集めるプロジェクトとして、クラウドファンディング「度重なる台風で被害を受けた鋸山、復活に向けた挑戦！」を立ち上げました。

このプロジェクトは、当初の目標金額を大きく上回る支援を受け、鋸山の復興に大きく貢献しました。



発災直後の鋸山の様子



復旧作業の様子

➤ **参考** 寄付月間とは？

寄付月間は、全国的な寄附の啓発キャンペーンです。

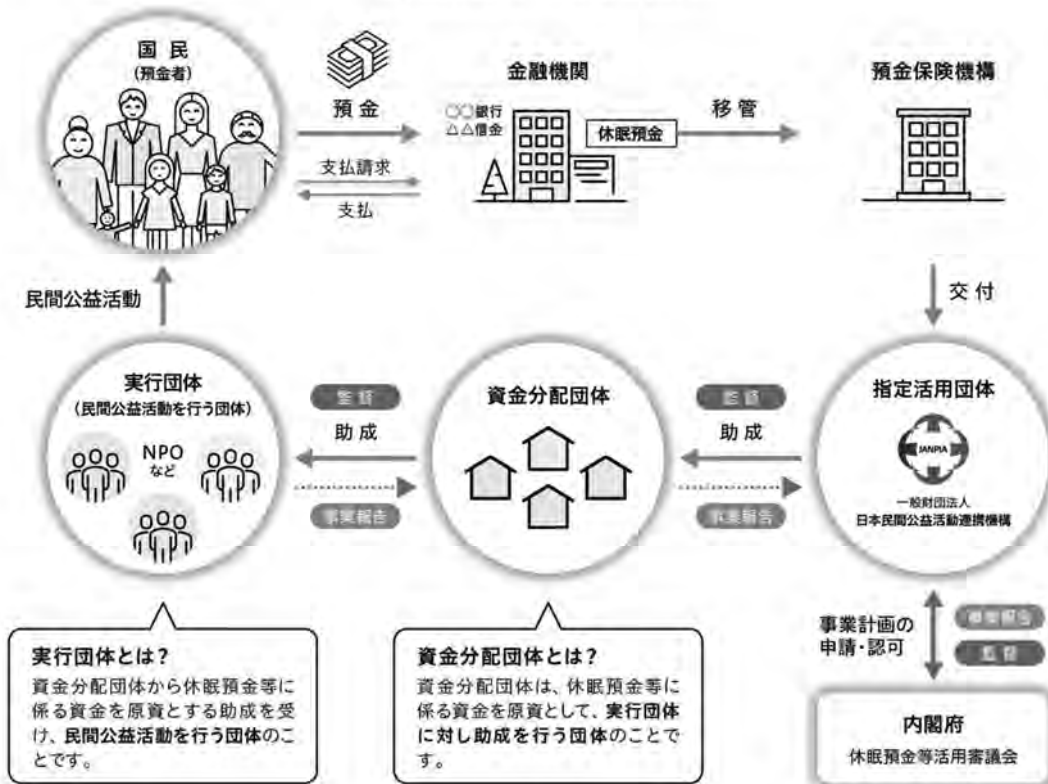
NPO、大学、企業、行政、国際機関など、寄附に係る主な関係者が幅広く集い、多くの人が寄附について改めて考え、行動するきっかけとなることを目指し、平成27年から12月の1か月間を「寄付月間～Giving December～」と定めてキャンペーンを実施するなど、更なる寄附市場の拡大に向けた取組が行われています。

➤ **参考** 休眠預金等活用制度とは？

「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等の取引がない預金等をいいます。「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、平成21年1月1日から10年間取引のなかった「休眠預金等」が、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的として、社会課題の解決や民間公益活動を促進するために活用されることとなりました。

資金分配団体や実行団体の公募は毎年行われており、本県においても、多くのNPO等が、この制度を利用して、子ども・若者の支援や福祉など様々な分野で各種取組を実施しています。

休眠預金等の活用の流れ



資料：一般財団法人日本民間公益活動連携機構HP「休眠預金等活用とは」より

参考事例 ちばのWA地域づくり基金～市民的公共性の実現と資源循環型社会の構築～

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金は、参加・協働型の地域づくりを発展させ、市民・地域・企業（事業者）が相互に支え合うという、市民的公共性の実現と資源循環型社会の構築を目的に設立されました。

行政から自立したところで、柔軟性とスピード感を併せ持った民間の基金として、公益活動を支援したい人々と、公益活動を推進する団体等の双方の想いをつなぎ、公益活動に必要な資金等の資源の募集と分配を行うことで、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでいます。

【主な取組】

1 寄付金活用助成事業「子どもの今と未来を支える基金」

すべての子どもが未来に夢と希望を持てる社会を目指し設立された基金で、市民の方々からの寄附によって運営されています。

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響や経済活動の停滞に伴い、困難な状況下にいる子ども・若者やその保護者への支援活動を支えるため、NPO等が行う4つの取組に対し、本基金から助成を行いました。

そのうちの1つである「みちくさハウス運営事業」（NPO法人ウィーズ）は、外出自粛要請等の影響で子どもたちにとって家と学校以外の居場所が激減する中、家庭が安住の地でない子どもに対し、24時間受付可能なLINE相談窓口や居場所がないと感じる子どもたちが気軽に寄れる「みちくさハウス」を開設する取組です。本事業では、安心・安全に過ごせる場所を提供しながら、現状と課題や必要な解決策を検討し、それぞれの子ども・親子に合う支援を提供したり、専門窓口につなげたりするなど、度重なる蔓延防止措置の渦中で想定以上に発生する緊急事案に対し、必要な対応を行いました。



みちくさハウス

2 休眠預金等活用助成事業「社会的養護下にある若者に対する社会包摂システム構築事業」

本事業は、児童養護施設入所者、退所者等、適切な保護者の関与がなく強制的に自立を迫られる基盤の弱い若者に対し、退所前の支援（キャリア教育、生活支援等）と退所後の支援（就労支援、住居支援、人材育成等）の質的・量的拡充を図り、施設、事業者、NPO、学校等の多様な主体の連携により地域資源を活用した居場所や地域とつながる仕事の創出を目的として、休眠預金等を活用して行われています。

令和3年度は、社会的養護下にある若者が地域で自立できるよう、メンタルケアや地域との関わりを重視したシェアハウスの開設から就労支援プログラム、資格取得のフォローまでトータルに支援する取組のほか、社会で生きていく上で必要なスキルの習得支援や安心・安全な居場所を提供する取組など、4つの取組に対し、本事業で助成を行いました。



大人のTERAKOYAの様子

(4) 連携・協働の取組

地域の課題が多様化、複雑化する中、その課題の解決に当たっては、市民活動団体、地縁団体、企業、行政等の多様な主体が互いの強みを生かし、知恵やもの、人、資金などの資源を出し合って、連携・協働して取り組むことが大変効果的です。

また、協働の取組は地域の課題解決に留まらず、様々な主体間でのプラットフォームとなり、新たな価値の創造やつながりの深化、地域への愛着や暮らしやすさにも貢献しています。

参考事例 OSUSOWAKEおすそわけを世界の言葉に！

～寄付型地域ぐるみローリングストックOSUSOWAKE！～

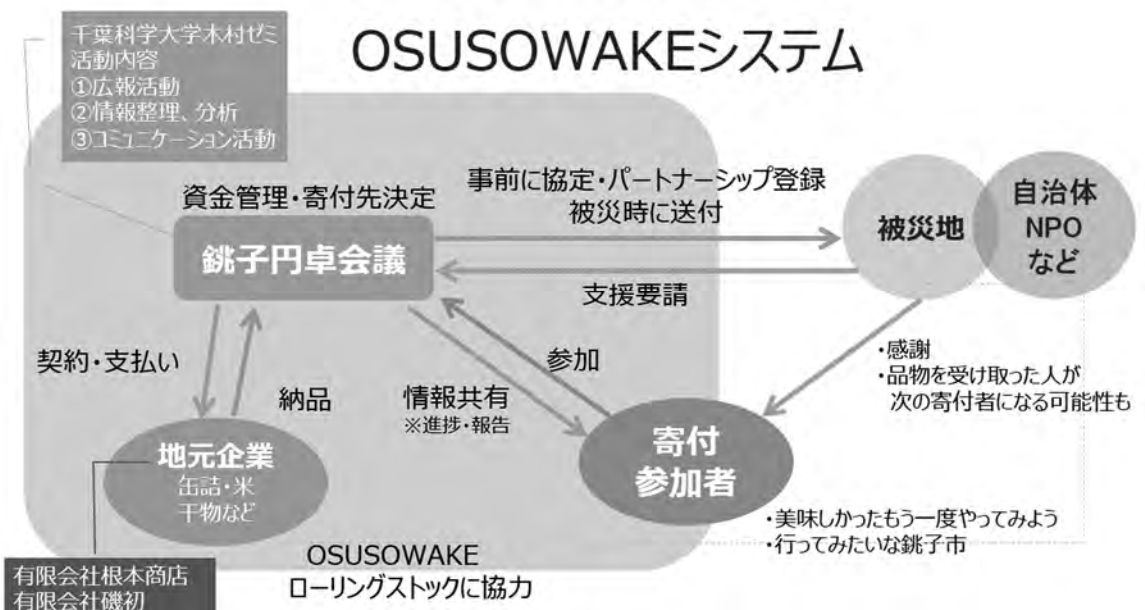
銚子市では、多様なまちづくりの主体による協議体である銚子円卓会議^{※1}と地元千葉科学大学危機管理部木村ゼミ、地元企業等とが連携・協働し、日頃から地域ぐるみで地元企業に備蓄して災害に備えようとする共助のローリングストックの取組「OSUSOWAKE（おすそわけ）」を実施しています。

この取組は、参加者から寄附を募って地元企業に地域の産品を備蓄予約しておき、事前に協定を結んだ地域や団体から支援要請を受けた際は、この備蓄している産品を送り、支援要請がなかった場合は、参加者にこの地域の産品が送られる仕組みで、この仕組みを通して、日常の防災意識の向上と寄附意識の醸成を目指しています。

産学官全体で取り組んでいる連携事例である点、住民が気軽に参加できるシステムで、地域の産物のPRにもつながる点、他の地域への広がりが見られる点などが評価され、令和3年度ちばコラボ大賞を受賞しました。

¹ 銚子円卓会議構成主体

銚子市、銚子市教育委員会、銚子市小中学校校長会、千葉科学大学、銚子商工会議所、(一社)銚子市観光協会、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、(一社)銚子青年会議所、銚子商工会議所青年部、NPO法人BeCOM



県内の地縁団体数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認可地縁団体	1,195	1,256	1,279	1,300
その他地縁団体	8,885	8,901	8,845	8,833
合計	10,080	10,157	10,124	10,133

※県市町村課「市町村資料集」より。

※地縁団体：自治会、町内会など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

※認可地縁団体：地縁団体のうち、地方自治法第260条の2に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため、市町村長の許可を受けて法人格を取得した団体

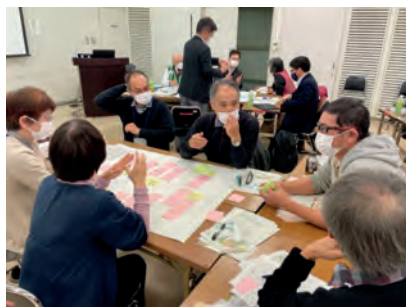
参考事例 町内自治会×市民活動団体のまちづくり交流会

町会・自治会等の地縁団体は、急速な人口減少・少子高齢化、多様な価値観やプライバシーを尊重する価値観の浸透、業務量の増加などの影響を受け、加入率の低下や役員の担い手不足といった深刻な問題に直面しています。このため、県内においても、従来どおり、団体単独で事業運営していくことに限界を感じ、防犯パトロール、防災訓練、地域福祉活動といった専門的で継続が必要な活動については、市民活動団体やNPOと協働して実施する町会・自治会等が現れ始めています。

こうした状況の中、千葉市において町内自治会等と市民活動団体、NPOとの交流を目的とした「町内自治会×市民活動団体のまちづくり交流会」が令和4年度に初めて開催されました。

初年度となる令和4年度は若葉区で開催し、区内の町内自治会等関係者や千葉市内で活動する市民活動団体関係者など約40名が参加しました。初回は地域や団体が抱えている課題についての共有や、既に町内自治会と連携して活動しているNPOの事例紹介のほか、課題解決のため互いに連携してできることなどについて意見交換を行いました。また、2回目は参加した全ての市民活動団体、NPOから、町内自治会と一緒にできること（やってみたいこと）をPRしてもらった後に、複数のグループにてメンバーを替えながら自由なテーマで意見交換を行ったり、活動分野ごと（防災、子ども、環境保全など）に分かれて意見交換を行いました。

こうした取組を通して、地縁団体と市民活動団体のそれぞれが、お互いを支え合う関係を築くことで、その活動が安定的かつ継続的に発展していくことが期待されます。



第1回交流会の様子



第2回交流会の様子

参考事例 県内市民活動支援センターの連携・協働の取組

市民活動支援センターは、市民活動を行っている団体や、これから活動を行おうとしている団体や個人を支援する組織です。その取組は、市民活動に関する相談から、イベントやスキルアップ講座の開催、市民活動団体の紹介、各種情報の発信など多岐にわたります。ここでは、市民活動支援センターの様々な取組の中でも、市民活動団体や企業等との協働・連携の取組の事例をいくつか紹介します。

【まつど地域活躍塾：まつど市民活動サポートセンター】

地域に貢献する協働の担い手を育成するため、豊富な知識や経験を持つシニア層を中心に、幅広い世代が市民活動に参加するきっかけとなる場を創出する「まつど地域活躍塾」を開催しています。当塾では、地域活動をテーマに、講義形式で学ぶほか、参加者同士のワークショップによる交流を行ったり、市内の町会・自治会、NPO等の活動現場で実際に活動を体験することができます。また、本塾では、参加者の方が自らの力で地域の課題に対する解決方法を考え、行動していく「地域力」を培っていくことができるよう、まつど市民活動サポートセンターで様々な相談に応じているコーディネーターによる各種サポートも受けられます。



【企業との連携：ウエルシア・コミュニケーションセンターいちほら】

市原市では、新たな公民連携のまちづくりのモデルを構築し、市原市の都市像の実現及びSDGs達成に資することを目的に、ウエルシア薬局株式会社と締結した連携協定に基づき、ウエルシア市原国分寺台店2階に、誰もが気軽に立ち寄れる、学び、交流、健康増進、市民活動の場として「ウエルシア・コミュニケーションセンターいちほら」を令和3年10月1日に開設し、市民活動団体の活動や連携を促進し、多様な主体によるまちづくりと新たな価値を創り出しています。



【コラボ塾：四街道市みんなで地域づくりセンター】

四街道市では、市民団体による地域づくりや地域課題等の解決のための取組に対し、市が補助金などの支援を行う「みんなで地域づくり事業提案制度（通称：コラボ四街道）」を実施しています。

同センターでは同制度への提案に向け、地域課題の把握やアイデアの共有、申請書の書き方、プレゼンテーションの方法などを学ぶ「コラボ塾」を開催しており、参加者同士が意見交換し、他分野との連携や行政との協働を考える実践の場となっています。また、同制度に採択された団体向けに、予算の使い方、報告書の作成方法といった団体にとって慣れない作業をサポートするなどの伴走支援も行っています。

